

はい！消費生活相談窓口です

消費生活『出前講座』を開いてみませんか



～知っておきたい最新の消費者トラブル・暮らしの危険～

毎月第4火曜日は、 消費生活相談日です

専門の消費生活相談員が相談をお受けします。

○場所 役場本庁

○時間 午前9時～正午まで

(日程は変更になる場合があります。防災無線でお知らせします。)

第4火曜日の午後からは、出前講座にも出かけます。お気軽にお申し込みください。

○人数 3人～50人程度(少人数でもお受けします)。

※申込み先：住民生活課

☎ 0859-54-5210

*ご注意ください！架空請求はがき

「消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」といったはがきが届いたという相談が多数寄せられています。行政機関から送付しているかのように書いてありますが、このような機関は存在しません。電話をかけず無視をしましょう。

お気軽に消費生活相談窓口をご利用ください。

○出前講座の内容

- *被害にあわないために「手口を知る」「断り方」「高齢者の見守りのポイント」など、消費者の行動が社会に影響するという「消費者市民社会」の視点を加えた参加型の講座を行っています。
- *役立つグッズ作成(お断りうちわ、たすけカード)や、カルタ、寸劇など。

【講座の例】

- ・知つて防ぐ特殊詐欺と消費者トラブル
- ・身近な事故から身を守ろう(製品事故、誤飲など)
- ・「選ぶ時、しっかり、考える」エシカル消費ってなに?など

《架空請求はがきサンプル》

消費料金に関する訴訟最終告知

連絡なき場合には、原告側の主張が全面的に受理され裁判後の結果として被告の罰金請求及び慰謝料、不動産の譲り受け等を執行官の命令と強制的に履行させて頂きますので裁判所執行官による「執行証書」の交付を受けて「頂くとお断りすると同時に債権譲り受け書を一通連絡させて頂きますので、ご丁承下さい」。民事訴訟及び、裁判所で受け取った裁判執行に際しては担当官にて受け取らせておりますので担当官までお連絡せ下さい。尚、表面での添通となりますが、プライバシー保護の為、必ず前回入様から御連絡頂きますようお願い申し上げます。以上を持ちまして、終結連絡とさせて頂きます。

裁判所下り最終期日 平成25年4月1日
民事訴訟管理センター
〒102-8588
東京都千代田区九段南1-1
消費者相談室 03-1111-1111
受付時間 9:00～20:00

住民生活課

☎ 0859-54-5210 (平日)

鳥取県消費生活センター

☎ 0859-34-2648 (平日・土日)

琴浦大山警察署

☎ 0858-49-8110

会を提供し、労働者・経営者間の紛争防止を図ることを目的としています。

◆日時 6月13日(水)
14時～15時30分
◆場所 米子市立図書館2階修習室
◆内容 「アンガーマネジメントで円滑な人間関係づくり」
◆講師 越野 由美子さん
(アンガーマネジメントファシリテーター)
◆対象 興味のある方ならどなたでも参加可能
◆申込 資料準備のため事前申込が必要です。
※失業給付受給中の方は、求職活動の実績になります。

◆問い合わせ先
中小企業労働相談所みなくる米子
☎ 0120-66-2396

労働セミナーのご案内